



SuMi TRUST年金ニュース

(平成27年10月1日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に係る通知・事務連絡の発出

以下の事務連絡・通知が平成27年9月30日付で発出されましたのでご案内いたします。

1. 通知

(局長通知) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う企業年金関係通知の一部改正等について

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20151001shiryoul.pdf

(課長通知) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う企業年金関係通知の一部改正等について

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20151001shiryou2.pdf

2. 事務連絡

(事務連絡) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う規約変更の認可申請の取扱いについて

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20151001shiryou3.pdf

本事務連絡により、一元化法に伴う規約変更については、10月末日までに認可申請をすることとされました。ただし、間に合わない場合においては、個別に厚生局と相談してほしい旨、厚生労働省から連絡を受けております。

本通知・事務連絡の発出に関連する、規約変更手続き、及び弊社総幹事の基金様の事務手続きの変更内容については、別途ご案内いたします。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3824

1 / 1